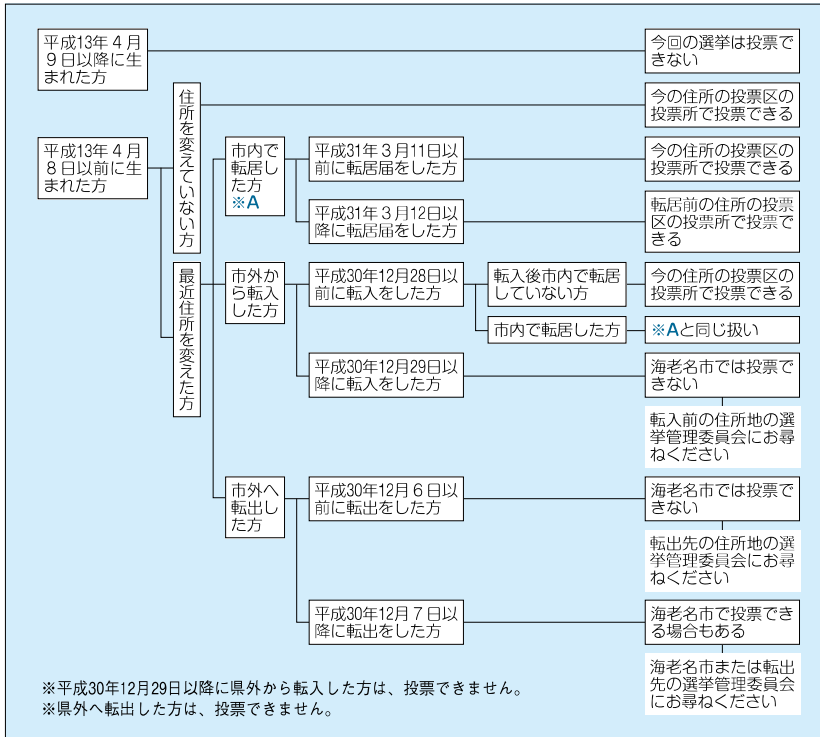


表Ⅰ 投票区一覧

Table with 2 columns: 投票区名・投票所建物の名称 and 区 域. Lists 24 voting districts and their corresponding areas.

表Ⅱ あなたの投票は？



※平成30年12月29日以降に県外から転入した方は、投票できません。
※県外へ転出した方は、投票できません。

※期日前投票を行うおとする日に満18歳になっていない方は、不在者投票を行ってください。
投票場所は、海老名市役所3階の選挙管理委員会事務局事務室です。

〔例〕3月31日生まれの方が期日前投票をすることができるのは、3月30日以降となります(18歳の誕生日前日をもって満18歳となると規定されているため)。

投票速報を実施します

●海老名市ホームページURL https://www.city.ebina.kanagawa.jp

投票できる方は

今回の選挙で投票できる方は、次の条件に該当し、海老名市の選挙人名簿に登録されている方です。
①日本国籍を有している
②平成13年4月8日以前に出生している
③平成30年12月28日以前に本市に転入届をして、引き続き3カ月以上住所を有している
④公職選挙法で定める選挙権を有しない者についての規定に該当しない
※平成30年12月29日以降に

郵便等で行う不在者投票

次の事由に該当する方は、自宅で郵便等による不在者投票ができます。この場合、事前に市選挙管理委員会事務局で手続きをして証明書の交付を受けてください。
①両下肢、体幹の障害が特別項症、第2項症
②内臓機能の障害が特別項症、第3項症
ウ介護保険法で要介護の認定を受けていて、被保険

神奈川県内の市町村から市内に転入した方は、引き続き県内に住所を有することが確認できれば、転入前の住所地で投票できる場合がありますので、転入前の住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。

ア身体障害者手帳をお持ちで、障害の程度が次の①～③に該当する方
①両下肢、体幹、移動機能障害：1級～2級
②心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害：1級～3級
③免疫、肝臓の障害：1級～3級
イ戦傷病者手帳をお持ちの方
ウ、次の①～②に該当する方
①両下肢、体幹の障害が特別項症、第2項症
②内臓機能の障害が特別項症、第3項症
ウ介護保険法で要介護の認定を受けていて、被保険

者証に要介護状態区分が要介護5であると記載されている方
なお、郵便等投票証明書をお持ちで、身体障害者手帳に記載されている障害の程度が、上肢もしくは視覚の障害の程度が1級である方は、代理人が本人に代わって記載する「代理記載」が認められています。ご希望の方は、市選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。
投票用紙の請求は、市選挙管理委員会事務局へ、4月3日(木)までに行ってください。